

平成24年（行ウ）第15号
東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原告 大石光伸 外223名
被告 日本原子力発電株式会社

2020年6月29日

最終準備書面（11の2）補充書2

水戸地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合弘 之外

第1 東海村における「令和元年6月の避難訓練」について

東海村は、令和元年6月24日に3回目の避難訓練を実施している。

その内容は、参加住民250人（小学生を主体）、村職員・訓練協力関係者約200人が、基本的にバスを利用し、茨城県南部のつくばみらい市に移動したものである。

住民の参加人数は、250人に過ぎず、東海村の常住人口約3万8000人の1%にも満たない約0.7%である。

同村で実施されたこれまでの避難訓練は、3回であるが、避難先とされる県南3市への一斉避難訓練は実施されておらず、「自家用車避難」も一度も実施されていない。

第2 日立市における「令和元年11月の避難訓練」

1 日立市において、令和元年11月4日に避難訓練が実施されたが、原発5キロ圏内の住民ら約520人が参加し、バスや福祉車両を用いて、「日立市役所」を避難先となっている福島市とみなして、「日立市役所」に避難した。

参加者520人は、日立市の常住人口約17万5000人の1%に満たない約0.3%に過ぎない。

避難の基本とされている「自家用車避難」は、実施されておらず、福祉車両5台とバス4台を用い、実際の避難先ではなく、「日立市役所」に移動したのみである。

かかる手法による避難訓練は、訓練としての実効性に疑念を生じさせるものといえる。

2 日立市が、平成31年1月に実施した「避難行動に関するアンケート」でも、「市が避難協定を結んだ先の福島県の自治体に避難する」という世帯は、486世帯：36.1%に過ぎない。

その他の世帯は、市の指定した自治体や場所に避難しない可能性が高い。

第3 常陸太田市における「平成31年3月の避難訓練」について

- 1 常陸太田市は、平成30年1月に避難計画を策定済みとした上で、平成31年3月23日に避難訓練を実施している。

参加者は、市民や市職員約300人とされるが、住民の参加者は明らかにされていない。しかし、参加者全員で考慮しても常陸太田市の常住人口約4万8000人の1%に満たない約0.6%に過ぎない。

避難の基本とされている「自家用車避難」は、実施されておらず、実際の避難先ではなく、常陸太田市内の北部に移動したのみである。

かかる手法による避難訓練は、訓練としての実効性に疑念を生じさせるものといえる。

- 2 常陸太田市は、令和元年10月7日～10月31日に実施した「原子力災害時の避難等に関するアンケート集計結果（速報）」を令和元年3月31日に発表している。

その結果によれば、市が策定した避難計画について、半数近い45%が「知らない」と回答している。

また、全世帯の30%は、市からの避難指示が出る前に避難を開始すると回答している。

第4 小括

以上の実施された2市1村の避難訓練は、現に原発事故が生じた場合の避難の主な手段であるところの「自家用車避難」の訓練を実施していない。

また、新型コロナウイルスなどの感染症対策を含めた避難訓練は、未だ実施されていない。

以上より、2市1村の避難訓練は、実効性の乏しいものと評価できる

以 上